## 公研 2014 年

■2014年3月号 p.12 No.3

問題文を以下のように訂正いたします。

誤: ~保護措置を優先し、被害者の酔いが~ 正: ~保護措置を優先し、被疑者の酔いが~

■2014年7月号 p.98 No.38 (1) 解説、(3) 解説及び正解 (1)、(3) の解説を、以下のとおり訂正いたします。

- (1) 妥当。組織的犯罪処罰法3条の罪の主体には制限がないため、「団体」の 構成員でない者についても、同条の罪が成立することがあり得る。
- (3) 妥当でない。刑法 197 条から 197 条の4までに定められた収賄等の罪の客体である賄賂については、必要的没収・追徴を定めた刑法 197 条の5の規定が優先して適用され、その場合には組織的犯罪処罰法 13 条 1 項の規定によって賄賂を没収することはできない。

以上の訂正により、正解も「(1)」から「(3)」に変更となります。

■2014年7月号 p. 97 No. 37 (5) 解説

誤:開刃した刃体を鞘に固定する装置が付いていることという条件を満たさない

正:開刃した刃体を鞘に固定する装置が付いていないことという条件を満たさない

■2014 年 7 月号 p. 97 No. 37 (2) 解説 解説文を以下の文章に訂正させていただきます。

規制から除外される折りたたみ式ナイフは、刃体の長さ 8.0 センチメートル以下、刃体の幅 1.5 センチメートル以下、刃体の厚み 0.25 センチメートル以下、開刃した刃体を鞘に固定させる装置がないものをいうところ (銃刀法施行令 37条 2号)、板バネ式 (弾力だけで刃体を押さえる構造のもの。)で固定されているものは、「固定させる装置」に当たらないと解されている (警察庁見解) ことから、枝文の折りたたみ式ナイフは規制対象にならない。

■2014 年 7 月号 p. 87 No. 28 (3) 解説 解説を以下のように訂正いたします。

誤:対象外であるが、 正:対象であるが、

■2014年8月号 p.84 No.29(3)解説

誤:(3)妥当でない。

正:(3)妥当。

※解説に変更はありません。

従いまして、 No. 29 の正解を(2)と変更させていただきます。

■2014 年 8 月号 p.84 No.29 (2) 解説 解説を、以下のとおり訂正いたします。

(2) 妥当でない。 必要的共犯は、独立した共犯類型として規定されている ものであるから、任意的共犯に関する刑法総則の共犯規定は適用されない が(青表紙「刑法犯捜査」p.13)、組織的犯罪処罰法3条1項の罪は、犯罪 の態様による刑法の加重類型であり、必要的共犯に当たらないので、一般原 則どおり刑法総則の共犯規定が適用される。

■2014年8月号 p.83 No.29(3)問題文

誤:未成年者を 正:青少年を

誤:公表する

正:公表することができる

■2014年11月号 p.40 No.9

枝文を以下のように訂正いたします。

誤:司法警察職員 正:司法警察員